

第4次札幌市耐震改修促進計画（案）

パブリックコメント意見集 ーいただいたご意見と本市の考え方ー

1 パブリックコメントの実施結果

「第4次札幌市耐震改修促進計画（案）」について、札幌市パブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、市民の皆様からご意見を募集したところ、合計18件の貴重なご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と、そのご意見に対する札幌市の考え方を公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約しておりますことをご了承ください。また、計画案に直接関すること以外のご意見については、意見の趣旨のみ掲載させていただきます。

1 意見の募集期間

令和7年（2025年）12月24日（水）～ 令和8年（2026年）1月27日（火）

2 資料の配布、閲覧場所

(1) 市役所等での配布

ア 都市局建築指導部建築安全推進課（本庁舎2階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/keikaku.html>)

3 意見の受付方法

(1) ホームページ

(2) 郵送・ファックス

(3) 電子メール

(4) 持参

4 意見募集の周知方法

(1) 札幌市公式ホームページ

(2) 広報さっぽろ1月号への掲載

5 意見提出者数・意見数

(1) 意見提出者数

4人

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	ホームページ	郵送・ファックス	電子メール	持参	合計
提出者数	1人	0人	3人	0人	4人

(3) 意見数

18件

2 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

番号	ご意見の概要	札幌市の考え方
第1章 計画の目的等		
1-1	都市全体の安全性を確保するため、全ての建築物を計画の対象とするべき。	本計画では、地震時の被害をできるだけ抑えるよう生活の主たる場となる住宅や多数の者が利用する建築物に加え、災害時に必要となる機能を確保するよう緊急輸送道路沿道の建築物や指定避難所を対象としております。耐震化が求められる建築物の耐震性能が確保されるよう、今後も実効性のある各種施策の実施に努めてまいります。
1-2	建築物に求める耐震性能等を用途地域など地域の状況に合わせた仕組みとするべき。	
2	賃貸住宅についても計画の対象であることを明示するべき。	本計画では、戸建住宅、長屋、共同住宅といった住宅全体を対象としており、これには賃貸住宅も含まれます。
第2章 想定地震と被害予測		
3	想定地震の情報として、地震の加速度(ガル)や地域ごとの情報を記載するべき。	「2-1 地震被害の想定」では、札幌市第4次地震被害想定から、被害が最大となるものの概要を紹介しております。本計画においては、市民の皆様への分かりやすさを重視し、被害状況等をイメージしやすい「震度」としてしております。
第5章 耐震化を促進するための施策		
4	旧耐震基準による木造住宅の所有者は高齢者が多いため、周知方法に工夫が必要ではないか。	本市では、より多くの方に情報が届くよう、ホームページに加え、各区役所でのパンフレット配架や、リーフレットの各戸配布等を実施しております。今後も効果的な情報提供に努めてまいります。
5	所有者の自助努力のみで目標を達成することは難しいため、金銭的支援制度について具体的に記載するべき。(類似意見1件)	本市では、計画に記載のとおり、耐震化の取組に対する補助制度を継続し、さらなる活用が図られるよう支援の充実に努めてまいります。
6	木造住宅の低コスト工法といわれるものを、札幌市の補助対象としてほしい。	建築物所有者の費用負担の軽減は大切な視点と考えております。いただいたご意見は今後の補助制度運用の参考とさせていただきます。
7	空き家の耐震化はどのように行うのか。	本市の耐震化の取組に対する補助制度においては、要件を満たしていれば、居住の有無に関わらず対象となります。この他、空き家対策とも連携して対策を進めてまいります。
8	平成12年(2000年)以前の耐震基準で建てられた木造住宅に対してはどのように取り組むのか。	昭和56年から平成12年に建てられた木造住宅は建築基準法による新耐震基準であることから、一定の耐震性能を有しております。一方、現行基準には及ばない木造住宅である可能性があることから、所有者に対して耐震性の確認を促すこととしております。
9	道路に面した危険な既存ブロック塀等について撤去等を促す仕組みを検討してほしい。また、安全性の判断ができるよう、建築基準法に準拠した標準的施工図をホームページ等で公表するべき。	本市では、道路に面した危険なブロック塀等の除却費用に対する補助制度を運用しているところです。また、安全性の確認や維持管理については、「点検のチェックポイント」(国土交通省)をホームページ等で周知しているところであり、今後も啓発に努めてまいります。
(その他のご意見)		
10	耐震診断や工事など実務に関するご意見(7件)については、今後の業務の参考とさせていただきます。	

<問合せ先>

札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課

所在地 : 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階

電話 : 011-211-2867

ホームページ : <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/index.html>